

学校教育法施行規則改正要綱

第一 卒業の認定に関する方針等の策定

- 一 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあっては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。
 - 1 卒業の認定に関する方針
 - 2 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 3 入学者の受入れに関する方針
- 二 一の 2 に掲げる方針を定めるに当たっては、一の 1 に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。

第二 卒業の認定に関する方針等の公表

大学は、第一の一により定める方針を公表するものとする。

第三 その他

- 一 施行期日
この改正は、平成29年4月1日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。